

## 第8章 水俣病対策事業

### 1 水俣病認定業務

#### 現況

熊本県では水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく水俣病認定審査業務を推進しています。

表 8-1-1 水俣病認定申請処理件数（平成 30 年(2018 年)3 月 31 日現在）（単位：人）

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	申請中の方の数
累計	21,976	6,878	1,789	12,419	890
平成29年度	106	48	0	314	

#### 取組

認定審査業務（認定申請者に対する疫学調査検診及び審査・決定の実施等）を促進しています。

### 2 水俣病総合対策事業（医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口設置事業）

#### 現況

中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」を受けて、平成 4 年度(1992 年度)から、水俣病総合対策事業（医療事業及び健康管理事業）を実施しています。

#### (1) 医療事業

水俣病が発生した地域において、平成 7 年（1995 年）の政治解決により水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手帳（ ）を交付し、医療費（健康保険適用診療の自己負担分）療養手当（医療手帳のみ）はり・きゅう施術費及び温泉療養費（はり等については、月 7,500 円を限度）を支給しています。

また、平成 17 年(2005 年)10 月 13 日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳（ ）申請受け付けを再開し、平成 22 年(2010 年)7 月末日まで受け付けを行いました。さらに、平成 21 年(2009 年)7 月、特措法が施行され、平成 22 年(2010 年)5 月 1 日から平成 24 年(2012 年)7 月 31 日まで、水俣病被害者の救済申請の受付を行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の支給を行っています。

特措法の施行に伴い、保健手帳は平成 22 年(2010 年)5 月から水俣病被害者手帳に統合され、平成 24 年(2012 年)3 月 31 日で失効。

#### (2) 健康管理事業

##### ア 地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の不安を軽減又は解消するため、住民の健康診査（各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施）や健康診査後の指導等を行っています。

### イ 健康不安者のフォローアップ健診事業

特措法に基づく救済措置の一時金等又は療養費のいずれにも対象とならないとされた方等で、昭和49年(1974年)12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者フォローアップ健診事業」を行っています。

### ウ 健康不安者に対する健診事業

特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和49年(1974年)12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者に対する健診事業」を行っています。

## (3) 水俣病相談窓口設置事業

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成18年度(2006年度)から水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に、平成27年度(2015年度)には上天草市龍ヶ岳町にも設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に関する行政施策の相談等に対応しています。

## 取組

### (1) 医療事業

医療事業(医療手帳・水俣病被害者手帳)の平成29年度(2017年度)の給付実績は、次のとおりです。

表8-1-2 医療手帳(平成30年(2018年)3月31日現在) (金額の単位:千円)

医療費		はり・きゅう施術費		温泉治療費		療養手当		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
131,893	557,334	5,022	11,322	3,918	16,412	47,116	957,995	187,949	1,543,063

金額は各項目とも千円未満を切上げ

表8-1-3 水俣病被害者手帳(平成30年(2018年)3月31日現在) (金額の単位:千円)

医療費		はり・きゅう施術費		温泉治療費		療養手当		離島加算		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
997,992	3,990,674	9,517	54,016	20,397	87,186	199,668	2,861,912	9,850	9,850	1,237,424	7,003,638

金額は各項目とも千円未満を切上げ

### (2) 健康管理事業

地域健康管理事業の平成29年度(2017年度)健康診査受診者数は、水俣市925人、芦北町1,636人、津奈木町403人、天草市御所浦町157人の合計3,121人でした。また、健康相談事業の利用実績は203人でした。

なお、健康不安者のフォローアップ健診事業の健診受診者数は246人、健康不安者に対する健診事業の受診者数は8人でした。

### (3) 水俣病相談窓口設置事業

平成29年度(2017年度)の相談者延べ人数は、水俣市2,514人、芦北町5,072人、津奈木町629人、天草市御所浦町305人、上天草市龍ヶ岳町433人の合計8,953人でした。

### 3 保健福祉対策

#### 取組

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組を推進しています。

#### (1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成 18 年度(2006 年度)から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の 6 団体に対して、胎児性患者の方々を対象とした外出支援、交流サロン、在宅支援訪問等に係る経費の一部を補助しています。

また、在宅で生活される胎児性・小児性水俣病患者やその御家族の方々の高齢化等に伴う住生活への不安について調査を行い、支援者や専門家の意見も踏まえて、今後の支援の方向性に係る基本構想を策定しました。

### 4 地域の再生・融和対策

#### 取組

水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぐとともに、地域の再生と融和の取組を推進しています。

#### (1) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

保健福祉の取組を促進するため、次の取組を行いました。

水俣病被害者等保健福祉ネットワーク(安心して暮らせる地域づくりを目指した水俣・芦北地域の保健・福祉団体等のネットワーク)の運営

水俣病犠牲者の慰霊に係る支援(慰霊式、火のまつりの実施に係る水俣市への補助及びもやい祭りの実施に係る芦北町への補助)

福祉対策の推進(「もやい音楽祭」の実施に係る水俣市への補助)

#### (2) 水俣病関連情報発信(支援)事業

水俣病関連の情報発信の取組を促進するため、次の取組を行いました。

水俣病問題啓発事業

児童・生徒、教職員及び企業を対象とした啓発事業の実施。平成 29 年度(2017 年度):小・中学校 22 校、高等学校等 20 校、各教育事務所等 15 か所、企業研修 1 回(77 人)実施

世界に向けた水俣病関連情報発信事業

米国で開催された水銀に関する国際会議に水俣病の語り部の方を派遣し講話を行っていただくとともに、会場で水俣病に関するパネル展示を実施

また、水俣条約の批准に向けた JICA 研修に参加する海外の政府機関の職員等に対し、水俣病の歴史と教訓に関する情報を発信

講座開設に係る補助(「『うたせ船で水俣病を学ぶ』講座」実施に係る芦北町への補助及び水俣病発生地域における民間団体の情報発信の取組に対する補助)

水俣病資料館の情報発信機能の更なる強化を図る取組に係る水俣市への補助

### 5 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

#### 現況

#### (1) 水俣病認定処分に対する不服申立て

水俣病認定処分に対して不服のある者は、法律の規定に基づき不服申立てをすることができます。不服申立ての平成 29 年度(2017 年度)末の状況は、次のとおりです。

表 8-1-4 総件数・処理件数（取下げを含む）・未処理件数（平成 30 年(2018 年)3 月 31 日現在）

	総件数		処理件数(取下げを含む)		未処理件数
		うちH29年度		うちH29年度	
新法 (異議申立て)	960	0	960	4	0
新法 (再調査請求)	269	165	251	251	18
新法 (審査請求)	526	18	481	1	45
旧法 (異議申立て)	1	0	1	0	0
旧法 (審査請求)	516	0	516	0	0
計	2,272	183	2,209	256	63

新法（公害健康被害の補償等に関する法律）

旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

## (2) 水俣病関係の訴訟

平成 29 年度(2017 年度)末現在で、以下のとおり、国家賠償等請求訴訟 5 件、行政訴訟 1 件の計 6 件が係争中となっています。

- ・ 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟

平成 19 年(2007 年)10 月 11 日に、水俣病被害者互助会の会員 9 名（その後 1 名は取下げ）が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり 1,600 万円（ただし、原告のうち 1 名は 1 億円）の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提起しました。

平成 26 年(2014 年)3 月 31 日に、熊本地裁は、原告のうち 3 名の請求を一部認め、5 名についての請求を棄却する判決を言い渡しました。国・熊本県、原告は平成 26 年(2014 年)4 月 8 日、チッソ(株)は同年 4 月 10 日に福岡高裁に控訴しました。

- ・ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（熊本・東京・近畿）

特措法非該当者を中心とした水俣病不知火患者会の会員が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり 450 万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を、平成 25 年(2013 年)6 月 20 日に熊本地裁、平成 26 年(2014 年)8 月 12 日に東京地裁、同年 9 月 29 日に大阪地裁に提起しました。その後の追加提訴により、平成 29 年度(2017 年度)末現在で原告数は 1,508 名となっています。（熊本 1,311 人、東京 67 人、大阪 130 人）

- ・ 損害賠償請求訴訟

平成 27 年(2015 年)1 月 13 日に、鹿児島県出生で埼玉県在住の男性 1 名が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、440 万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を東京地裁に提起しました。

- ・ 水俣病認定義務付等請求訴訟

平成 27 年(2015 年)10 月 15 日に、水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟の原告のうち 7 名が、公健法に基づく認定棄却処分の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。